

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月三十日から施行する。

平成二十二年六月二十九日

奈良県教育委員会教育長 富 岡 将 人

第十三条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 要介護者の介護等のための特別休暇をとろうとするときは、第二項の特別休暇簿に要介護者の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等の証明書を添付しなければならぬ。